

大阪市東淀川区役所と株式会社ジェイコムウエスト大阪セントラル局との連携協力に関する協定書

大阪市東淀川区役所（以下、「甲」という。）と株式会社ジェイコムウエスト大阪セントラル局（以下、「乙」という。）は、相互の連携を強化し、東淀川区における、区政情報の発信強化、地域活動への理解促進、防災に向けた取組の促進等を図るため、本協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）区政情報の発信に関すること
- （2）地域の活動紹介に関すること
- （3）防災、減災及び災害対応に関すること
- （4）その他目的達成のため必要な事項に関すること

2 前項に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。

また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定で知り得た情報又は個人のプライバシーに関する事項については、これを第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年7月1日

甲：大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号
大阪市東淀川区長 北岡 均

乙：大阪市中央区大手前1丁目7番31号
株式会社ジェイコムウエスト大阪セントラル局
局長 市來 孝康